

広島女学院大学キャンパス・ハラスメント問題委員会規程

2000. 3. 11	制 定
2001. 3. 2	改 正
2002. 3. 22	〃
2004. 2. 27	〃
2005. 3. 1	〃
2009. 1. 19	〃
2011. 2. 7	〃
2012. 7. 10	〃
2015. 3. 3	〃
2015. 3. 27	〃

第1条 本学に、広島女学院大学人権問題委員会規程第3条に掲げる目的の達成のため同人権問題委員会の下に、キャンパス・ハラスメント問題委員会（以下委員会という。）を置く。

第2条 委員会は、キャンパス・ハラスメントの予防・救済・対策のガイドラインに基づき、防止に対する啓発と研修、当事者の相談、紛争の調停等必要な諸施策を計画、実施しキャンパス・ハラスメントの無い快適な環境のもとで学び、研究し、働くことのできる大学を維持し、発展させることを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関する全学的な研修・啓発
- (2) キャンパス・ハラスメントに関する相談と問題解決のための方針、方策の検討、研究、審議、調査、決議
- (3) キャンパス・ハラスメントに関する図書、文書、資料の収集、作成と年次的報告（相談件数、問題解決件数、対応等）
- (4) その他キャンパス・ハラスメントの予防、救済、対策に必要な業務

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。

- (1) 副学長、総合学生支援センター長、キャリアセンター事務課長、学生課長、事務局長、庶務課長
 - (2) 各学部選出教員各2名計4名（少なくとも各1名は女性）
 - (3) 事務・技術職員4名（少なくとも2名は女性）
 - (4) 学長の指名する教職員若干名（半数以上は女性）
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、職責による任期は、その任期とする。

第5条 委員会に、委員長を置き委員の互選とする。

- 2 委員長に事故ある場合は、委員会が予め指名した者がその職務にあたる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて本学の教職員・学生及び学外から有識者の出席を求めて意見を徴することができる。

第6条 委員会は、第2条の目的達成のために対策小委員会を、ならびに相談員及び委員会の対応によって解決できないキャンパス・ハラスメントに関する問題について、委員会の決定に基づき、当該事案の事実関係を調査する調査小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会の委員長は学長が任命し、委員長は小委員会を招集し、議長となる。
- 3 小委員会の半数以上は女性とし、学長が任命する。
- 4 小委員会は学長の委任のもとに、必要と認めた全ての対策、調査、調停を行う権限を有する。

第7条 委員会は、日常的な相談に応じるために相談員を置くことができる。

- 2 相談員は、本委員会が推薦して学長が任命する。
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 相談員は、本委員会の委員とはならない。
- 5 相談員は、被害を受けた本人又はその周囲の者の相談に応じ、本人がとるべき方針を決定することを援助する。相手方又は関係者から事実関係を聴取、確認、又は双方の間に入って問題解決にあたってはならない。
- 6 相談員は、相談員への面談、投書箱などへの投函、手紙、電話、FAXなどあらゆる方法をもってなされる相談に応じ、これを適宜記録し、委員会に報告するとともに医療的対応、又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合は、その旨付記しなくてはならない。

ただし、報告の範囲、調査・処分措置への移行等につき、本人の意思を尊重する。

第8条 委員会は、キャンパス・ハラスメントの問題解決に関し、速やかに積極的に対処しなくてはならない。

- 2 問題解決に関し、その調停が3ヵ月以上の長期間にわたり、当事者間に合意が成立しがたいと判断した場合は、その旨を人権問題委員会に報告する。
- 3 問題解決に関し、解決案又は対策は人権問題委員会において決定し、決定は、速やかに学長に報告し、所定の手続を経て、関係学部、部局に勧告するものとする。
- 4 問題解決にあたっては、当事者がキャンパス・ハラスメントについての認識を深めることを基本姿勢として、当事者の主体的な話し合いの円滑化に努めることとし、被害者の抑圧、被害の揉み消しなどととられることのないようにしなくてはならない。

第9条 前条第3項の勧告をうけて、理事長又は学長は配置転換措置、指導担当の変更のほか広島女学院就業規則第38条、広島女学院大学学則第40条及び広島女学院大学大学院学則36条に基づいて加害者を処罰することができる。

第10条 委員及び相談員は、任期中及び退任後においても任務上知り得た事項について他に漏らしてはならない。また、当事者の名誉、プライバシーなど人格権を侵害することのないように努めなくてはならない。

第11条 委員会の事務は大学事務局庶務課が担当する。

第12条 本規程の改廃は、委員会及び大学人権問題委員会の議を経て、学長が行い、大学評議会及び学部教授会に報告する。

附 則

1 本規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第4条を改正し2011年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第4条第1項及び第11条を改正し2012年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程に第12条を加える。

2 本規程は2012年4月1日から施行された改正規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第4条を改正し2015年4月1日から施行する。